

会計&税金基礎知識

しんこう会計事務所 代表税理士 新美 敬太

主催：空 ここね さん

自己紹介

出身地：愛知県半田市 1981年生まれ

出身校：早稲田大学理工学部中退

名古屋学院大学院経済経営研究科卒業

趣味：テニス、マラソン、キャンプ

愛知県知多市の会計事務所で約7年勤務後

2019年4月に名古屋駅前にて

しんこう会計事務所を開設 理念「経営を楽しむ」

開業1年目で問い合わせは200件以上

現在は4名体制で創業期事業者をメインに活動中

しんこうONLINE（オンライン税務顧問）

<http://shinko-online.jp/>

名古屋創業融資支援センター（弊所運営）

<https://nagoya-sogyo-yushi.com/>

YouTubeチャンネル（にいみ税理士のお悩み相談室）

<https://www.youtube.com/channel/UCFyWYWtXXrMyYus0Hb3MfVg>

LINE公式アカウント

（税理士にいみ／しんこう会計事務所）

<https://lin.ee/ii4IPF>



この他、コーポレートサイト、Twitter、Facebook



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

目次

1. オンライン税務顧問とは？
2. 税金の仕組みとは？
3. 個人と法人の違いとは？
4. その他

オンライン税務顧問とは？

オンライン税務顧問とは？

税理士がやってくれること

- ①決算書の作成・申告（青色申告）
- ②税務相談
- ③記帳代行 → 帳簿の作成
- ④各種届出書の作成
- ⑤その他 → 給与計算、年末調整、経営計画、融資サポート等



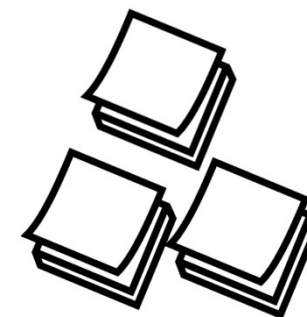
オンライン税務顧問とは？

従来の税務顧問はアナログでの運営が主体

- 紙ベースで資料回収のため訪問or来所
- 電話での相談やFAXでのやり取りが多い
- 料金が割高
- 税理士は高齢者が多い

手入力業務が多い

平均年齢は60歳以上



メリット

→ 基本的に対面のため安心感大

デメリット

→ 移動コスト大、紙資料多、業務効率悪、コロナ感染リスク

オンライン税務顧問とは？



- 事務所に出向く時間やコスト削減
- オンライン対応の方が気軽に簡潔に感じる
- 創業したばかりなので、費用はできるだけ低く抑えたい

オンライン税務顧問サービスの内容

■ サービスの詳細

- 資料の提出は全てオンライン
- 移動コストゼロで時間の融通が利く
- 遠方でも可能
- コロナの影響ゼロ

Great Sign


Chatwork


zoom

 Money Forward

 Dropbox

オンライン税務顧問サービスの内容

■ 使用ツール

グレートサイン
(電子契約書)

Great Sign

ドロップボックス
(データ管理)

Dropbox

チャットワーク
(連絡手段)



ZOOM
(面談)



MFクラウド会計
(会計ソフト)

Money Forward

オンライン税務顧問サービスの内容

クラウド会計

 Money Forward
の紹介



銀行(ネットバンク)



自動取得



クレジットカード



クラウド会計

《手順》



銀行、クレカ

銀行口座、クレジットカードのWeb認証情報をクラウド会計に登録



クラウド会計

登録された認証情報を利用して定期的取引明細を自動的に取得



取得した取引明細をクラウド会計上で自動的に一覧化して表示



オンライン税務顧問サービスの内容

■ サービス設計の詳細

面談はzoom、資料提出はクラウド会計・チャットワーク等、
税務相談はチャットワーク等、と全てオンライン

→移動コストゼロ、業務が効率的、遠方でも可能
コロナの影響ゼロ、ニーズは高い

例) 小さい子供のいる主婦、オンラインビジネス、Youtuber、
芸能スポーツ関連等々

オンライン税務顧問サービスの内容

月額顧問料

個人事業主

お客様の年間売上高	年1プラン (年に1度の面談)	スタンダードプラン (3か月に1度の面談)	プレミアプラン (毎月の面談)
500万円未満	10,000円	15,000円	20,000円
1,000万円未満	15,000円	20,000円	25,000円
3,000万円未満	20,000円	25,000円	30,000円
5,000万円未満	25,000円	30,000円	35,000円
1億円未満	30,000円	35,000円	40,000円
1億円～	別途お見積り		

法人は+5,000円

- ・ いずれのプランも**決算料は0円**。
- ・ 基本的に料金は「**月額報酬×12か月**」のみで、わかりやすい報酬体系となっております。
- ・ 弊所の提供する、簡単に入力できるExcelシートを提出いただくだけで、会計ソフトへの入力を弊所にて行います。



税金の仕組みとは？

税金の仕組みとは？

税金の種類

- ・ **所得税** → 5%~45%
- ・ **住民税** → 10%
- ・ **法人税** → 約30%
- ・ **個人事業税** → 3%~5%
- ・ **消費税** → 8%or10%
- ・ **相続税** → 10%~55%
- ・ **贈与税** → 10%~55%

本日メインの税金

個人の税金について解説



税金の仕組みとは？

税金は「もうけ」に対して発生する！
では、「もうけ」とは？



「もうけ」とは「利益」のこと
「利益」＝売上一経費

税金の仕組みとは？

「利益」から各種控除を引いた金額に
税率をかけて税金は計算される(1/1~12/31)

※ 「利益」 → 「所得」

計算式

(所得－各種控除) × 税率 = 税額

「課税所得」

この式は本日何回も出てきます！



税金の仕組みとは？

所得税の速算表

+ 住民税 10 %

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

所得税 + 住民税 = 15 % ~ 55 %



税金の仕組みとは？

計算式

$$\underbrace{(\text{所得} - \text{各種控除})}_{\text{「課税所得」}} \times \text{税率} = \text{税額}$$

「課税所得」  表に当てはめる

【例】 課税所得400万円の場合

$$400\text{万円} \times 30\% - 427,500\text{円} = 772,500\text{円}$$

税金の仕組みとは？

各種控除って何？

- ・ 基礎控除 → 48万円
- ・ 給与所得控除 → 55万円~195万円
- ・ 青色申告特別控除 → 65万円（条件あり）
- ・ 所得控除 → 配偶者控除、扶養控除
生保控除、医療費控除 他

税金の仕組みとは？

【計算例1】 飲食店経営者で、妻、子19歳あり

【所得】 売上900万円－経費400万円＝**500万円**

【各種控除】

配偶者控除38万円＋扶養控除63万円＋生保控除5万円
＋基礎控除48万円＝**154万円**

【税額】 $(500万円 - 154万円) \times 30\% - 427,500 = \underline{610,500円}$

「課税所得」 346万円

税金の仕組みとは？

【計算例2】サラリーマンで、妻、子19歳あり

【所得】 給与額面800万円

【各種控除】

配偶者控除38万円 + 扶養控除63万円 + 生保控除5万円
+ 基礎控除48万円 + 給与所得控除190万円 = 344万円

【税額】 $(800\text{万円} - 344\text{万円}) \times 30\% - 427,500 = \underline{940,500\text{円}}$

「課税所得」 456万円

税金の仕組みとは？

所得税の申告方法

- ・ 申告期限と納税期限
1月1日～12月31日分を翌年の3月15日まで
- ・ 申告方法
オンライン（e-tax）、郵送、税務署へ持参
- ・ 必要資料
申告書、マイナンバーが分かる資料、各種証明書、
口座が確認できるもの（e-taxであれば省略可）
- ・ 帳簿や証憑等は保存しておくのみで、提出の必要はない！



個人と法人の違いとは？

個人と法人の違いとは？

■ 個人事業主

→ **法人を設立せずに個人で事業を営んでいる人**
税務署に「開業届」を提出して事業の開始を申請すれば、
個人事業主として独立したことになります。

■ 法人

→ **法律によって人と同じ権利や義務を認められた組織**
定款等を作成して、厳格に法的な手続きを経て認められた
権利義務を有する法律上の人。



法人のメリット、デメリット

メリット

- ①社会的な信頼度が高まります。
 - ・取引先や従業員からの安心感、融資が受けやすい。
- ②交際費等が経費として認められやすいです。
 - ・経費として計上しやすい
- ③設立後2年間、消費税が免税になります。
 - ・最大で2年間の免税期間があります
- ④赤字が9年間繰り越せます。
 - ・個人は3年なので長いです
- ⑤税率が一定
 - ・個人は累進課税に対して法人は30%弱で一定。

デメリット

- ①社会保険料の負担が増えます。
 - ・会社負担分があるため、
個人事業の時より多くなります。
- ②赤字の時でも税金があります。
 - ・法人税の均等割り（約7万）の納付が
赤字の年も必要です。
- ③事業の廃止時に税金が必要になる場合があります。
 - ・会社に積み立てた利益を個人でもらう
ときに、税金がかかる場合があります。

メリット・デメリットがいくつかありますが、
事業の収益が伸びている際は、税負担の軽減のメリットが大きいです。
社会的な信用も高められるため、その時期での法人化はお勧めです。



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

個人と法人の違いとは？

個人・法人の税金＋社会保険の負担の比較

法人化するタイミング①

●個人で事業をしていて、利益が600万円を超えたときが1つの目安です！

	税金 所得税、住民税、法人税等	社会保険 年金、健康保険（会社負担分含む）等	負担の合計
個人	約150万	約90万	約240万
法人 （役員報酬30万/月）	約100万	約100万	約200万
法人 （役員報酬40万/月）	約95万	約135万	約230万
法人 （役員報酬50万/月）	約90万	約170万	約260万

法人税率25%としています。

法人の方が安くなります！

営業利益が約600万（役員報酬の控除前）の場合、
役員報酬を30-40万に設定すると、個人より法人の方が負担が少なくなります！



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

個人と法人の違いとは？

個人・法人の税金＋社会保険の負担の比較

法人化するタイミング②

●個人で事業をしていて、利益が800万円を超えたときが1つの目安です！

	税金 所得税、住民税、法人税等	社会保険 年金、健康保険（会社負担分含む）等	負担の合計
個人	約230万	約120万	約350万
法人 （役員報酬30万/月）	約150万	約100万	約250万
法人 （役員報酬40万/月）	約140万	約130万	約270万
法人 （役員報酬50万/月）	約140万	約170万	約310万

法人税率25%としています。

法人の方が安くなります！

営業利益が約800万（役員報酬の控除前）の場合、
役員報酬を40-50万に設定すると、個人より法人の方が負担が少なくなります！



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

個人と法人の違いとは？

法人税等の申告方法

- ・ 申告期限と納税期限
決算日の2か月後
- ・ 申告方法
オンライン（e-tax）、郵送、税務署へ持参
- ・ 必要資料
申告書
- ・ 帳簿や証憑等は保存しておくのみで、提出の必要はない！

所得税（個人事業主）の申告に
比べて非常に複雑！

個人と法人の違いとは？

手続方法

①法人の形態（株式会社、合同会社など）を決めます！

・形態により初期費用も変わります。（費用の比較は別紙）



②決算月を決める！

・個人は12月締めですが法人は選択できます。（一般的に事業が落ち着く時期）



③弊所で提携している司法書士をご紹介します！

・実際の手続きについてご相談ください。



④法人の設立となります！

・新しい事業年度をスタートします。



個人と法人の違いとは？

法人の種類

合同会社（LLC）と株式会社があります。

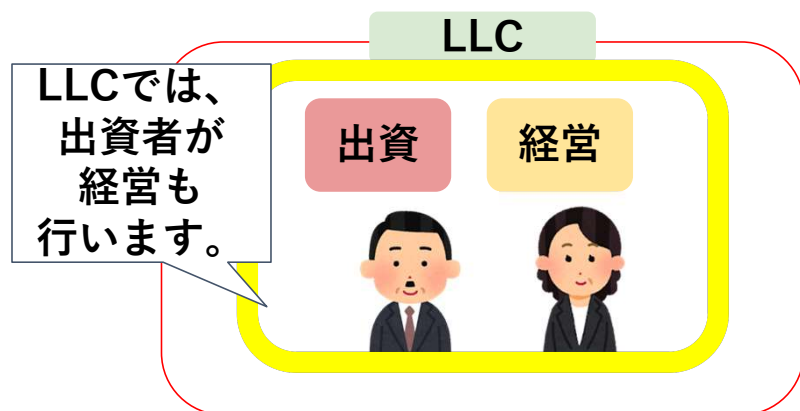
※他にも合名会社、合資会社がありますが、ほとんどが上記の2つとなっています。



個人と法人の違いとは？

合同会社とは？

- ① 2006年に施行された新しい会社形式です。
- ② 設立の出資をした人が、会社の経営も行う設立形式です。
- ③ 株式会社では、出資する人と、経営を行う人を分けることができます。



個人と法人の違いとは？

設立費用

	合同会社（LLC）	株式会社
登録免許税	60,000	150,000
定款の認証	0	52,000
司法書士への手数料	60,000(~100,000)	90,000(~120,000)
計	約150,000円	約290,000円

LLCでは、定款の提出が必須でないため、
14万円ほど安くできます。



個人と法人の違いとは？

費用以外

	合同会社（LLC）	株式会社
決算公告義務	なし	あり（HPや官報での公示が要。 実際はあまりやっていない所もあります）
意思決定の速さ	早い	遅い（重要事項は株主総会が要）
信頼度	低い（認知度がまだ低い）	高い
社内対立	トラブルになりやすい （意思決定に出資者の 全員の賛成が必要な為）	トラブルになりやすいが、 解決はしやすい。 （出資の配分で多数決となる為）
資金	株式会社より集めづらい	比較的集めやすい

- ★LLCは、設立や経営がスムーズにできますが、社会的な信頼度はまだ低いです。
その為、事業を拡大する際には、株式会社のほうがしやすいです。
- ★会社の方針と合わせて、設立形式をお選びください。
- ★ただ、一人会社の場合は、違いはあまりありません。



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

その他

配偶者控除・配偶者特別控除って どんなもの？

しんこう会計事務所

配偶者（特別）控除とは？

- 収入がある配偶者がいる場合、その配偶者の納税額を軽減できる制度です。

例) 夫の課税所得(※)が**400万**の場合(※簡易的に配偶者控除以外の控除等を行った金額とします)

(※) また、課税所得とは、収入から社会保険料などの一定の控除などを引いた額です。

- 夫の納税額の比較：

①配偶者控除を受ける場合

$$\text{所得税} = (400\text{万} - 38\text{万}) * \text{税率 (約20\%)} = \text{約12万}$$

②配偶者控除（38万）を受けない場合

$$\text{所得税} = (400\text{万}) * \text{税率 (約20\%)} = \text{約80万}$$

★妻の所得により、
配偶者控除が
受けられるか変わります！

夫の収入が同じでも、税金の額が少なくなります。
他にも、住民税の負担も変わります。(※2)



(※2) 実際の計算は、他の税額控除などもありますので、詳細の額は異なります。税率も所得により異なります。

配偶者控除と 配偶者**特別**控除ってどう違うの？

- 配偶者控除よりも、配偶者の所得の条件を緩和したものが配偶者**特別**控除です。

上限額（38万円）分の控除を受ける条件の比較

	配偶者控除	配偶者特別控除	
妻(夫)の所得 (合計所得)	48万円以下	95万円以下	
妻(夫)の所得 (給与所得のみ)	103万円以下 (月額目安：8万)	150万円以下 (月額目安：12万)	
夫(妻)の所得	900万円以下	900万円以下	同じ

- ★夫の所得が900万以下の場合、
妻の所得は給与所得なら**150万**以下（月額約**12万**）まで、
最大額の控除が受けられます。
(他の所得がある場合など、合計所得は95万まで)



起業・融資・節税に強い会計事務所

しんこう会計事務所

配偶者特別控除の詳細

- 配偶者特別控除は、配偶者の所得により、段階的に減っていきます。

上限額（38万円）分の控除を受ける条件の比較

- ★ 所得が給与所得のみの場合は、この額に55万の額を加算して考えます。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額

（参照）国税庁HP

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計 所得金 額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

- ★ このラインから段階的に減っていきます。



年末調整の扶養控除はどう書くの？

●配偶者(特別)控除を受ける場合、給与所得者の扶養控除等申告書に配偶者名を記載します。

(参照) 国税庁記載例

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	世帯主の氏名					
	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	あなたとの続柄					
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	配偶者の有無	有・無				

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和27.1.1以前生)	令和3年中の所得の見積額		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和3年中に異動があった場合に 記載してください。以下同じです。)
		あなたとの続柄	生年月日		特定扶養親族 (平成11.1.2生～平成51.1.1生)	非居住者 である親族		
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)								
主たる給与から控除 B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平成18.1.1以前生)	1			☐ 同居老親等 ☐ その他			円	
				☐ 特定扶養親族				
	2			☐ 同居老親等 ☐ その他			円	
				☐ 特定扶養親族				
	3			☐ 同居老親等 ☐ その他			円	

①控除を受ける事ができる場合のみ、源泉控除対象配偶者に妻の名前を記載します。
※控除を受けられない・受けない場合は記載不要です。



◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に
必要があります。
◎この申告書は、2か所以上記入する必要があります。
◎この申告書の記載に当

年末調整の扶養控除の記載例は？

例) 妻が配偶者特別控除の所得条件を満たす場合に、
夫の申請で、妻の配偶者(特別)控除を受ける場合

(参照) 国税庁記載例

令和3年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

① 控除を受ける事ができる場合のみ、
源泉控除対象配偶者に妻の名前を
記載します。
※控除を受けれない・受けない場合は
記載不要です。

② 妻の所得を記載します。
※給与所得のみなら、収入-55万(給与所得控除)の額を記載します。

★記載例の佐藤洋子さんがパートの場合⇒

パートの給料92万なので、-55万した37万円を記載している内容です。

所轄税務署長等 麹町 税務署長 板橋 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤 和夫	あなたの生年月日 昭和44年10月1日	世帯主の氏名 佐藤 和夫	あなたの税務 本人
給与の支払者の法人(個人)番号 1122334455667	あなたの個人番号 1122334455667	あなたの住所又は居所 (郵便番号 173-0014) 東京都板橋区大山東町35-1	配偶者の有無 有		
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する。一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身(障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生)のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に	区分等 源泉控除対象配偶者(注1)	(フリガナ)氏名 サトウ ヨウコ 佐藤 洋子	個人番号 223344556677	老人扶養親族(昭和27.1以後生) 特定扶養親族(昭和27.1以後生) 非居住者である親族 令和3年中の所得の総額 370,000円	住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1
主たる人		サトウ マサコ 佐藤 守	子 昭和48年2月2日		
		サトウ シゲル			

いわゆる〇〇万円の壁って
どんなもの？

しんこう会計事務所

いわゆる〇〇万円の壁は？



- 所得により、発生する税金や社会保険の加入や保険料の負担が変わってくる所得のラインです。

★こんな方の選択するライン

- ①相手が会社員の方 or
- ②家族経営の会社での配偶者の方
⇒役員報酬としてよく設定される額です！

壁	税制上の扶養	社会保険料上の扶養	月の給料	おすすめする人
100万	住民税が発生するライン		約80,000円	・税金を払う手間を避けたい。
103万	所得税が発生するライン 扶養控除のライン		約85,000円	・親の扶養控除を受ける学生など
106万		一部の勤務形態により、社会保険の加入・保険料の納付義務	約88,000円	①夫が社会保険に加入していない場合（自営業など）⇒自身が社保に入れるので、国保より給付等にメリットがあります。
130万		ほとんどの勤務形態で、社会保険の加入・保険料の納付義務	約100,000円（所得！！）	②夫が社会保険に入っている場合（会社員など）⇒自身・夫の負担が増えるので、この金額当たりの収入はお勧めしません。
150万	配偶者特別控除の上限額のライン		約120,000円	

親の扶養を受ける学生さんはこちらです！

★こんな方の選択するライン

- ①相手が社保に未加入(自営業など)で、自身もなるべく稼ぎたい方

い会計事務所
会計事務所

配偶者控除の注意点は？

●納税者（上記の例だと夫）の所得にも注意

- ・夫の所得が900万円以下などの条件があります。

●年末調整の時は見込み額の申請となります。実際に12月末に超えないようにしてください。

- ・年末調整は多くの会社が12月中に行います。
12月の支給後に超えてしまった、などに注意してください。

●副業や所有物の売買、懸賞金の獲得などで給与以外にも収入がある場合に、合計所得が超えないように注意してください。

- ・売買するものや方法により、課税所得の対象となるかが変わります。
詳細が気になる場合は、お聞きください。

●配偶者控除は、個人事業での青色事業専従者給与や白色での事業専従者控除との併用ができません。



ご清聴ありがとうございました

